

強制労働の廃止に関する条約
(第百五号)

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、千九百五十七年六月五日にその第四十回会期として会合し、

前記の会期の議事日程の第四議題である強制労働の問題を審議し、

千九百三十年の強制労働条約の諸規定に留意し、

千九百二十六年の奴隷条約が、強制労働が奴隷制度と同様の状態に発展することを防止するために全ての必要な措置をとるべきことを規定していること、並びに千九百五十六年の奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類する制度及び慣行の廃止に関する補足条約が、負債による奴隷及び農奴の完全な廃止を規定していることに留意し、

千九百四十九年の賃金保護条約が、賃金は定期的に支払われるべきことを規定し、及び労働者から自己の雇用を終了させる真正な可能性を奪う支払方法を禁止していることに留意し、

国際連合憲章が掲げ、及び世界人権宣言が定める人権の侵害となる特定の形態の強制労働の廃止に関して

新たな提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百五十七年の強制労働廃止条約と称することができる。）を千九百五十七年六月二十五日に採択する。

第一条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

- (a) 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁
- (b) 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
- (c) 労働規律の手段
- (d) 同盟罷業に参加したことに対する制裁
- (e) 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

第二条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、前条に規定する強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。

第三条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第四条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国であつて自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第五条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため

国際労働事務局長に通知する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、廃棄が登録された日の後一年間は効力を生じない。

- 2 この条約を批准した加盟国であつて1に規定する十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第六条

- 1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けた全ての批准及び廃棄の登録について全ての加盟国に通報する。

- 2 国際労働事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第七条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定に従い、前諸条の規定に従つて登録した全ての批准及び廃棄の文書の完全な明細を、登録のため国際連合事務総長に通知する。

第八条

理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第九条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新たな条約を採択する場合には、その新たな条約に別段の定めがある場合を除くほか、

(a) 加盟国によるその新たな改正条約の批准は、その新たな改正条約が効力を生じていることを条件として、第五条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) この条約は、その新たな改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容により引き続き効力を有する。

第十条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて千九百五十七年六月二十七日に閉会を宣言されたその第四十回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百五十七年七月四日に署名した。

総会議長

ハロルド・ホルト

国際労働事務局長

デイヴィッド・A・モース